

# 第25回宮城県産業振興審議会 農業部会

日 時 令和4年8月5日（金）  
午後1時から午後2時45分まで  
場 所 宮城県庁4階 庁議室

## 第25回宮城県産業振興審議会農業部会 議事録

### 1 開会

#### ○ 司会

定刻より若干早いのですが、これから第25回宮城県産業振興審議会農業部会を開会させていただきたいと思っております。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、宮城県農政部長の宮川よりご挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○ 宮川農政部長

改めましてこんにちは。

農政部長の宮川でございます。

本日は、角田部会長をはじめ、農業部会委員の皆様にはお忙しいところご出席を賜り本当にありがとうございます。

委員の皆様には日頃から、本県の農政全般にわたりまして、御支援御協力、御助言を頂戴しておりまして、改めまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

また、先月17日の豪雨で発生いたしました災害につきましては、県内で甚大な浸水被害をもたらしておりまして、農業にも非常に大きな影響が出ているところでございます。

現在、最新で、先週の金曜日時点、1週間前のデータになるんですけども、被害額が53億、農業関係ということで、うち農作物の被害が21億、それから農地ですとか、水路、あるいは用排水機場など、施設関係が30億ということになっておりまして、この被害額については、まだ調査を継続中でありまして、今後ますます増えるものというふうに考えております。

浸水冠水の面積が県内で1万823ヘクタールになっておりまして、これは令和元年の東日本台風ですとか、あるいは平成27年の関東・東北豪雨の被害面積をもうすでにこの時点で超えた数字になって来ているということでございまして、非常に大きな被害があったということでございます。

被災した皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、私ども農政部としましても、早期の営農再開に向けて、御協力しながら、尽力して参りたいと考えておりますので、引き続きご指導の方をよろしくお願い申し上げます。

本日の部会でございますが、第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画、これが令和3年度からの計画ということでございまして、令和12年度が目標年度ということの10か年計画なんですけれども、昨年度の令和3年度は、その初年度ということございまして、その進捗状況等について本日ご報告申し上げまして、

委員の先生方から御意見・御指導を賜りたいということでございます。

この第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画ですけれども、これまでにない挑戦、チャレンジとして、宮城県の園芸産出額を倍増させるという目標を掲げておりまして、より効果的に各種施策を推進するために、これまでは5年に一度の計画見直しの際に、部会の先生方の御意見を賜っていたんですが、目標達成のために、毎年こうした形で実績をご報告申し上げて、御意見を賜りたいということで、今回初めて1年間の実績をご報告したいということで、開催させていただきたいと考えております。

委員の皆様からの御指導・御助言を頂戴しながら、この計画の目標達成に向けて、一歩ずつ前進していきますように進めて参りたいと考えてございますので、どうか本日も是非、忌憚のない御意見を賜りまして、活発な審議になるようお願いを申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

どうか本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

### (会議成立宣言)

#### ○ 司会

それでは本日の委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

佐藤委員が所用のため欠席というご連絡を受けております。

本日の会議につきましては、定足数は、半数以上、ご出席の場合成立というふうになっております。本日五名のご出席いただいておりますので、成立しておりますことをご報告いたします。

### 3 議事

#### ○ 司会

それではここから、議事の方に入らせていただきたいと思います。

会議は、産業振興審議会条例の規定の方に基づきまして、部会長に議長となつて議事を進めていただくということになっておりますので、ここから部会長の方に議事進行を願いたいと思います。

角田部会長よろしくお願いいいたします。

#### ○ 角田部会長

部会長の角田でございます。今日はよろしくお願いいいたします。

先ほど部長の方からもお話があったんですけれども、この豪雨の被害というのは非常に甚大であるということで私もショックを受けてるんですけども、ここ数年毎年のようにこういった被害が出ておりまして、そういったところを前提にこれから農業生産、政策を含めて考えていくのかなというふうに思っております。

そういう意味において、この基本計画というのも、そういった側面を充実させながら、非常に重要なものになっていくのかなと思っております。今日は是非実

りの多い議論内容になることを祈念しております。

議事に入る前に、本審議会は平成12年度の第1回会議の際に公開することを決定しておりますので、当部会も公開として進めさせていただきたいと思いを。

それでは議事に入りたいと思いを。

## **(1) 「みやぎ食と農の県民条例基本計画の推進に向けた令和3年度事業の実施状況及び令和4年度の主な取組」について**

### **○ 角田部会長**

初めに、議事(1)「みやぎ食と農の県民条例基本計画の推進に向けた令和3年度事業の実施状況及び令和4年度の主な取組」について、事務局から説明をお願いいたします。

また、今回農業関係団体等にも内容について意見を伺っているとのことですが、その主な内容についても併せてお知らせ願いを。

### **○ 常陸農業政策室長**

それでは、第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の概要及び令和3年度事業の実施状況等について御説明させていただきます。

初めに資料1を御覧ください。資料1の「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の概要」でございます。

まず最初に、左上の序章になりますが、こちらにありますように、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」は、「みやぎ食と農の県民条例」に掲げる目標の実現のため、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定しており、令和3年度を始期とし、「新・宮城の将来ビジョン」や国の新たな「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、本県農業の優位性を生かし、SDGsの関係も念頭に置きながら策定しております。

次に、その右側の第2章を御覧ください。

第3期基本計画では、キャッチフレーズとしまして、『「共創力強化」～多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農～』を掲げております。このキャッチフレーズには、「農業者だけでなく、食と農に関わる全ての人材が結びつき、豊かなみやぎの食と農の未来を共に創っていくことを目指していきたい」という思いを込めております。

次に下の欄ですけれども、目指す将来の姿としましては、三つの将来像を掲げております。

一つ目ですが、「食の将来像」は、海・山・大地の豊かな恵みと東北の大消費地仙台を抱える強みを活かし、「食材王国みやぎ」を全国に浸透させ、時代のニーズに対応した豊かなみやぎの食をつくることとしております。

その隣の二つ目の「農業の将来像」は、全国トップクラスの大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候や立地条件を活かし、みやぎの農業を地域経済を支える

産業として発展させることとしております。

三つ目でございます。

「農村の将来像」は、都市と農村の距離が近く、美しい風土や地域資源が豊富にある強みを活かし、関係人口や移住希望者に選ばれる持続可能な農村をつくることとしております。

次に第3期基本計画では、主要な目標として三つの目標を掲げております。資料の中程に記載のある主要目標を御覧願います。

農業産出額については、平成30年の1,939億円から、2,288億円と349億円増加させることとしております。うち、園芸産出額については、平成30年の333億円から倍増となる、670億円を目指しております。

このほか、認定農業者数につきましては、令和元年の6,279経営体を6,300経営体に、農地確保に関する目標につきましては、令和元年の12万6,300ヘクタールを、ほぼ同程度に維持する方向で12万2,175ヘクタールとすることとしております。

次に主要目標の下にあります「第3章将来像の実現に向けた施策の推進方向」を御覧願います。

各種施策の推進にあたっては、枠で囲まれた三つの基本項目のもと、13の施策を展開することとしております。

各施策の具体的な取組は資料2枚目に記載しておりますが、次の令和3年度の実施状況の資料になりますけれども、そちらの方で説明したいと考えております。

最後に、資料の一番下にあります「第4章将来像の実現に向けた推進体制」でございます。

第3期基本計画の実現にあたっては、農業者や農業者組織など農業に関する主体だけではなく、消費者や食品関連事業者等、地域住民や関係人口等など、それぞれの役割に応じた取組を主体的に実践するよう位置付けております。

駆け足でございましたが、以上で資料1「第3期基本計画の概要」の説明を終わります。

続きまして、資料2でございます。

資料を御覧願います。

「みやぎ食と農の県民条例基本計画の推進に向けた令和3年度事業の実施状況及び令和4年度の主な取組」の概要版でございます。

まず、資料の左上の基本計画の概要については、先ほど御説明させていただいた通りでございますので、割愛させていただきます。

その隣でございますけれども、資料の右上「令和3年度の取組による成果の総括」を御覧ください。

まず1番の「農業産出額」については、棒グラフの一番右側が令和2年実績となっており、1,902億円、前年比98.4%となりました。

前年の令和元年より減少しておりますが、減少理由といたしましては、コロナ

禍における需要低下による主食用米の価格低下や、外食需要減少による肉用牛の価格低下の影響と考えられます。

次に、2の「認定農業者数」についてでございますけれども、令和3年度実績として、6,026経営体となっております。これは令和2年に比べ95.7%と減少しておりますが、個別経営体では、高齢となったことなどの理由から、計画を更新しない経営体が増えてきているためと考えられます。

その一方で、法人経営体数は増加傾向でございます。

次、「農地面積」についてでございます。農地面積につきましては令和3年実績で、12万5,500ヘクタールと、なっており、前年からほぼ横ばいの推移となっております。

次に右側の推進指標単年度目標達成状況を御覧ください。

「基本項目ごとの単年度目標に対する達成状況」については、基本項目ごとに円グラフで達成状況を表しております。

円グラフのうち、濃い緑色は達成率が100%以上のもので、「A」の指標となっております。中くらいの緑色は、達成率が80%以上100%未満で「B」の指標、薄い緑色は達成率80%未満で「C」の指標となっております。

その下、2の「全体の達成状況」の横棒のグラフを御覧ください。

基本項目1から3で設定する推進指標は合計で43項目ございますけれども、そのうち38項目で達成率80%以上の「A」または「B」となっております。

令和3年度としましては、推進指標の目標を概ね達成しております。達成率Cの指標は、5項目となっておりますが、その内容については後ほど別途説明をさせていただきます。

次に、資料の中央の黄色の表を御覧ください。三つの基本項目ごとに「令和3年度の主な施策の実施状況等」について御説明いたします。

表の左から、関連施策名、令和3年度の主な施策の実施状況、主な推進指標の単年度目標の達成状況、令和4年度の主な取組となっております。

まず始めに基本項目の1、「時代のニーズに対応した県産食品の安定供給（豊かな食）」でございます。

基本項目1は1から3の三つの施策に取り組んでおります。

まず施策の1でございますけれども、「県民による豊かなみやぎの食と農への理解と地産地消の促進」につきましては、右側の写真でございますように、高校生地産地消お弁当コンテストを開催し、高校生が地域の食材について学び合う機会を提供したほか、食のプロがみやぎの食の魅力を伝える食材王国みやぎ「伝え人」を小・中学校等へ23回派遣しました。

次に施策の2でございます。「生活様式の変化に対応する県産食品販売力強化」でございますが、付加価値の高い商品づくりを支援するため、「みやぎの食材バリューチェーン構築プロジェクト」として、県内の食品製造業者等へ地域食材を使用した商品や、食品ロスの削減など環境に配慮した商品開発の支援などを行い

ました。また、楽天市場内に県産品特集ページ「宮城県WEB物産展」を開設し、新たにインターネット販売を開始した事業者の売上拡大を図りました。

次に施策3でございます。

「県民への安全・安心な食料の安定供給」については、農畜産物のグローバルGAP等の導入推進や人材育成のため、右側の写真のように教育機関等で研修を開催したほか、豚熱の感染を未然に防ぐため、県内の飼養豚にワクチン接種を行うとともに、昨年12月に県内二つの農場で発生した豚熱や、今年3月に発生した高病原性鳥インフルエンザについて、防疫措置を行いました。

それから表の中央の方には、主な推進指標として、指標の1・5・7を掲載しております。施策1から3に関連する推進指標は7項目ありますが、単年度目標を達成または概ね達成となっております。

その右側につきましては、令和4年度の主な取組について記載しております。

上から二つ目の白丸を御覧になっていただきたいんですが、「食材王国みやぎの『食』ブランド化推進プログラム事業」においては、県産食材の実需者とのマッチングや、食材王国みやぎフェアの開催など、県産食材の付加価値と認知度向上を図っております。

次に、資料2枚目をお開き願います。2枚目は基本項目の2でございます。「次代の人材育成と革新技术の活用による戦略的な農業の展開（儲ける農業）」でございます。基本項目2は4から9の六つの施策に取り組んでおります。

まず施策の4「みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成」については、年間販売金額1億円を目指すアグリビジネス経営体の育成・確保に向け、専門家派遣や講座を実施しました。

次に施策の5「先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化」につきましては、写真にございますようにドローンによる薬剤散布など、アグリテックの有効活用や導入に向け、普及拡大の支援を行っております。

施策6でございます。「基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化」につきましては、ほ場整備を契機として意欲ある担い手への農地集積・集約化を図り、生産効率を高め、汎用化による高収益作物の導入促進など、競争力強化の取組を推進しました。

施策7でございます。「先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立」につきましては、農業法人の施設・機械等の整備を支援し、高度環境制御可能な施設が増加したほか、ネギの機械化一貫体系機械を導入するなど、生産性向上の基盤を整備しました。

次に、施策8でございます。「水田フル活用による需要に応じた作物生産の振興」についてでございます。これも写真にございますように県育成の玄米品種「金のいぶき」の作付拡大を図るため、栽培研修会等の開催や、生産資材等の購入の支援を行いました。

施策9でございます。「生産基盤の拡大による畜産の競争力強化」につきましては、牛肉のおいしさ成分の指標の評価や遺伝子情報を活用した改良に向けて、分析やデータ蓄積を行いました。

次に、表の中央でございますけれども主な推進指標としましては、上から指標の10, 15, 19, 23, 27, 31を掲載しておりますけれども、施策4から9に関連する推進指標は、全部で24項目ございます。そのうち21項目で、単年度目標を達成、または概ね達成となっております。

表の右側、令和4年度の主な取組についてでございますけれども、まず一番上の白丸を御覧になっていただきたいんですが、女性の新規就農者確保に向け、地域の先導的な女性農業者のもとで、農業体験を実施する『キラリ！農スタイル』魅力発信事業に取り組んでおります。

また、中段でございますけれども、園芸産出額倍増に向け、いちご100億円産地の育成を目指し、単収向上や新規参入等による面積拡大等に向けた体制構築を進める「いちご100億円産地育成推進事業」を展開しております。

さらに一番下の白丸を御覧下さい。中小規模の採卵養鶏や養豚経営体がICT機器等の導入による生産性向上や食品産業との連携強化を支援する「多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業」を今年度から新たに実施しております。

次に、資料の3枚目を御覧ください。

「基本項目3 ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築（活力ある農村）」でございます。基本項目3は10から13の四つの施策に取り組んでおります。

まず施策10でございます。「関係人口と共に創る活力ある農村」につきましては、関係人口の創出・拡大に向けて、「農山漁村交流拡大プラットフォーム」を活用し、大学生との交流や企業研修やフィールドワークなど地域が主体となって実施する体制づくりへの支援を実施するほか、農山漁村におけるデジタルトランスフォーメーションを進めるため、二つのモデル地区を設置し、地域の実情に合ったデジタル技術を活用した農山漁村デザインの策定の取組を支援しました。

次に施策の11でございます。「地域資源を活用した多様ななりわいの創出」については、都市部の多様な人材と農山漁村の地域資源を活かした「なりわい」の創出と地域活性化に向けた、宮城県6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化事業者等に対する専門家等の派遣、及び経営改善に向けた助言等を行いました。

次に施策の12でございます。「環境と調和した持続可能な農業・農村づくり」については、野生鳥獣による農作物被害が増加傾向にあることから、右側の写真にもありますように、市町村等が実施する侵入防止柵の設置や、イノシシなどの捕獲活動への支援を行っております。

施策13でございます。「農業・農村の強靱化による地域防災力の強化」につきましては、水田の持つ雨水貯留能力を活用し、洪水被害を緩和する「田んぼダム」の取組みを普及するため、大崎管内において「宮城県田んぼダム実証コンソーシ



アム」を設立しまして、大崎市「千刈江地区」をモデル地区に設定し、効果検証に取り組んでおります。

表中央の主な推進指標としましては、指標32, 35, 38, 41を掲載しておりますけれども、施策10から13に関連する推進指標は、全部で12項目、そのうち10項目については、単年度の目標を達成または、概ね達成となっております。

下から2番目の棒グラフ、指標38を御覧いただきたいのですが、「野生鳥獣による農作物被害」は、やや遅れとなっております。

このことにつきましては、達成できない理由、できなかった理由として、また別途説明させていただきます。

表の右側の令和4年度の主な取組については、まず一番上の白丸にありますように、前年度に引き続き、関係人口拡大を図るため、農山漁村交流拡大プラットフォームを活用した事業者マッチングや、その下の白丸、地域資源を活用したビジネス創出に向け、ペアリング商品の開発など「令和のむらづくり推進事業」に取り組んでおります。

また一番下の「防災重点ため池管理対策支援強化事業」では、早急に対策が必要な防災重点農業用ため池について、必要な対策工事を実施するほか、保全に係る監視・管理体制の強化を実施しております。

以上、令和3年度事業の実施状況を説明させていただきましたが、推進指標のうち、達成率の80%未満の「C」となった項目5項目について御説明させていただきます。

資料2の次の[参考](#)ということで、お配りさせていただいております「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画 推進指標の進捗状況」を御覧いただければと思います。表の見方でございますが、左からちょっと字が小さいですが推進指標名、それから中央に基準年の値、その右側に直近実績値、令和3年度の単年度目標、中間目標、最終目標の値となっております。

またその右隣から、単年度目標、中間目標、最終目標に対する、直近実績値の達成状況をパーセントで表しております。一番右側の欄は達成度の評価、ABCを記載しております。

この欄で達成率が80%未満の「C」となった指標を、上から説明させていただきます。

まず一つ目でございます。㉑番目「担い手への農地集積率」でございますが、平成26年度から始まった農地中間管理事業におきまして、平野部では主たる受け手である認定農業者や、大規模生産者へあらかた集積が行われたことと、中山間地等の条件不利地域での集積を担う受け手が少ないことなどから、令和3年度の集積率が61%となりまして、単年度の目標の達成率が80%に届かなかったというふうに考えております。

次でございますけれども「㉒加工・業務用野菜の取組面積」㉒番でございます

けれども、統計データの集計時期がまず前々年度となっておりまして、令和3年度ではなく、令和2年度の実績となっております。

令和2年度は、生産者の高齢化等で、重量野菜である加工用キャベツ等の作付面積が減少したことによって、令和2年度の取組面積が264ヘクタールとなっております。単年度目標の達成率が80%に届かなかったと考えられます。

次に三つ目でございます。「㊸園芸関係企業の参入数」でございます。

県内への園芸関係企業の参入に向け、東京や大阪で開催される「農業参入フェア」でのPRや企業からの相談対応を行っておりますが、コロナ禍における行動制限により、対面でのPRや参入候補地の現地視察等の機会が減少したため、令和3年度の参入企業数が3件となっており、単年度目標の達成が80%未満となっております。

四つ目でございます。「㊹都市と農村の交流活動事業に参加した人数」でございます。これにつきましても、令和3年度は新しい生活様式にも慣れ、徐々に交流活動が再開されたものの、依然としてコロナ感染拡大を危惧し、イベントなど交流活動を中止または規模縮小する地域も多いことから、令和3年度の参加人数は201人となり、単年度目標の達成に至りませんでした。

最後に五つ目でございます。

五つ目は「㊺野生鳥獣による農作物被害」でございます。

イノシシやニホンジカなど野生鳥獣による農作物被害は、年々増加していることから、被害額を減少させるため、ワナ等による捕獲や侵入防止柵を設置するなどの対策を進めてきた結果、捕獲数は増加しましたが、イノシシの生息域が広がったことと、ニホンジカの食害が増えたことにより、令和3年度の被害額は単年度目標の被害額を上回るものとなったと考えられます。

以上達成項目「C」のものにつきまして、御説明させていただきました。

続きまして資料はございませんが、令和3年度事業の実施状況について、関係団体と意見交換を実施した際、いただいた主な意見につきまして、御紹介させていただきます。

関係団体との意見交換ですが、JA宮城中央会、全農みやぎ県本部、農業振興公社、農業会議、畜産協会、土地改良事業団体連合会と行っています。

主なものでございますけれども、まず1点目ですが、園芸倍増についてでございます。園芸生産の拡大については水田転作ほ場の排水改良の重要性や、モデル地区を設定し、事例を示しながら園芸作物への転換を進めて欲しいとの意見がございました。

二つ目は担い手の確保ということで、関係団体への事業継承の相談も増えており、まだ経営が順調なうちに継承の話し合いを進めるとともに、法務や税務など専門的なアドバイスができるよう、支援機関のスキルアップも必要であるとの意見がございました。

このほか、GAP認証を取得するメリットを明確に見えるようにする必要があ

るですとか、畜産の施策について、もっと積極的に力を入れて欲しいというものや、田んぼダムの普及拡大などについての御意見がございました。

これらの意見も踏まえまして、次年度以降の施策や事業に反映させていきたいというふうに考えております。私の方からの説明は以上でございます。

## ○ 角田部会長

はい。どうもありがとうございました。

それではただいま御説明があった事項につきまして、皆様から御質問や御意見を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

では最初、私の方から確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、園芸の産出額倍増というところが非常に重要だと思うのですが、産出額を倍増する具体的な方法とか、あるいは10か年で実現することになってるんですけども、その辺のロードマップというか、少し具体的説明をいただければと思うのですが如何でしょうか。

## ○ 宮川農政部長

詳細は、担当課長から御説明申し上げたいと思っておりますけれども、大きく、まず、土地利用型の園芸を振興していくという柱と、施設園芸を振興していくという柱が二つ大きくございまして、その中で、特に重要品目としてはイチゴを考えておりまして、イチゴが現在60億ぐらいの産出額、70億弱なんですけれども、それを100億に持ってきたというのが一つございます。

それから、土地利用型園芸と施設園芸で言いますと施設園芸の方が、一棟大規模な環境制御型の施設ができますと、そこだけで産出額が10億20億と伸びる点はございますので、倍増の大きなところはどちらかというところ施設園芸が占めています。ただ、面積的に言うとやはり土地利用型園芸で、機械体系を入れてやっていると面積の方が大きくなりますので、その辺を併せて、産地づくりをしながら進んでいくということになっております。ちょっと数字的なもの等補足がありましたら…園芸推進課長の方からお答え申し上げます。

## ○ 相澤園芸推進課長

園芸推進課でございます。今部長の方から話がありましたとおり、園芸の方を倍増しなくちゃいけないというところで、我々どうやったらこの倍増計画を達成できるかというところをいろいろ考えてみています。

で、結局のところ園芸の方は、施設も含めて作付面積を拡大するというところが1点、あともう一つ、これまでよりも、イチゴでしたら例えば、平均収量が4トンを6トンにするというふうな、単収を上げる、こういった御支援を展開して園芸産出額の倍増に、幾らでも近づけていくというふうに考えてございます。

部長からもありましたとおり、やはり、その中でも、1丁目1番地はイチゴ、

イチゴを100億円にするというふうな、収益性も高い品目でもありますので、こちらの方を積極的に産地に働きかけていこうかなと考えております。

そのやり方なんですが、結局施設園芸で一番のネックとなりますのが、ハード面の整備、初期投資がかなりかかるということがやっぱり生産者、事業者の方の負担が大きいというところになります。

ですので、県といたしましては、そういった施設園芸を展開できるよう、施設も、単純なパイプハウスではなく、例えば環境を制御して、中で生産するイチゴを、快適な状況にして単収をあげるというような、そういった環境制御型の先進的な施設の導入を進めていこうかと考えてございます。

一方で、こういった先端的な施設を導入しても、その能力をフルに発揮できないと、大変もったいないこととなりますので、法人の従業員の中にいらっしゃる、栽培管理者等、こういった方々の腕を上げるべく、様々な研修等を組ませていただいて、技術の向上を図ってもらうことを考えてございました。

もう一方で、水稻からの作付転換に係る事業も実施させていただいております。

こちらの方は、まず水田で野菜生産を行うものですから、まずは条件を整えるということで、排水関係の研究や実証などを行っております。

令和3年度末ぐらいから、農機具メーカーさんと連携して、県北と県南の方に1か所ずつ、品目もえだまめとばれいしょなどを作付する圃場に対して、あらかじめ機械を使って、排水を良くするための補助暗渠、こういったものを3種類の機械を使いながら施工しております。今年そちらの方で栽培を実証中でありますので、その効果を広く、生産者の皆様の方に横展開できればという考えでございます。

あともう一つ、今の補助暗渠の話もそうですが、露地園芸で使う、例えば収穫機械とか、あとは調整機械とか、こういったところの支援も補助事業を活用して生産者の皆様に、使っていただいているという形になります。

## ○ 角田部会長

はい。ありがとうございました。ただいまの御説明で何か御質問等ありますか？

## ○ 松木委員

御説明ありがとうございました。資料1も資料2もお聞きして、楽しみな農業だなということが、わかるようになりましたけども、今の説明の中にも大規模な施設型にしていくっていうことを、増産といいますか、収穫を上げるためにこんなことしていくってことも御説明ありましたけれども、農作物の収穫数を増やしたりとかそれから、いろんなものの環境の制御のことを考えたりっていうことに、携わる生産者の方がですね、どの程度、なんといいいますか、知識の準備というか、心の準備というか、そういうことができてくるかっていうことも、少し重要なこと

いうふうに思ってお話を聞いております。

若い方たち、やる気のある若い方にたくさん携わっていただければ、今の人たちは機械も詳しいですし、それから I O T のことなんかも大変詳しいんですけども、今、水稻等に関わっている方たちの平均年齢を考えると、なかなかそういうカタカナ言葉のことには、理解を求めるのが大変かなというふうにも思いますので、そのようなことを、先ほど勉強会についていろいろ、G A P 等のことについて書いてございましたけれども、そういったことも、機会をたくさん作っていただいて、皆さんに知識や方法を勉強できるような場所を、たくさん作って行っていただけたらなと話を聞いて思いました。

## ○ 相澤園芸推進課長

松木委員さんから今のお話、助言いただきましてありがとうございます。

施設園芸の中の栽培責任者といいますと、案外若い方が多いんですね。こういう方々だと、すごく飲み込みも早いところがあるんですが、そういった栽培管理する責任者を支援する機会を、やはり増やさなくてはいけないと思っております。普段そういった法人の方々と接する機会が多い農業改良普及員とか、あとは J A の営農指導員の方々がいらっしゃいますので、法人の栽培責任者のみならず、指導者側の方も一緒にこういった環境関係の技術を学んでいただく研修会に参加いただいて、オール宮城でこれからもっと収量を伸ばそうとしている法人の方々に当たっていければなというふうに考えてございました。

## ○ 公平委員

事細かな単年度の達成評価の御説明をいただき、思うところがありましたので、私の意見を言わせていただきます。

C 評価となった5件のうち2件に関しては、コロナがらみなので、致し方ないんですが、それ以外の21番、24番、38番については、非常に中長期的に、今後毎年のように、大きな課題になっていくのではないかなというふうに感じております。この2年間を経過して、今後12年度までの目標数値を見ると、特に昨今の2年間、コロナの情勢やとウクライナ危機等々で、畜産関係が、絵に描いた餅にならないのかなというような不安感があります。というのは、飼料価格の高騰などで、廃業される畜産農家さんが増えると、私的には耕種農家なんですけど、やはり昔習った有畜農業といいますか、循環型農業といいますか、肥料も高騰している中で、県内の近くの畜産農家の堆肥を、すごくアピールしているというか、そういう耕種農家の方々も多いもんですから、畜産農家の廃業を、できるだけ止める手だてで、ふっと思ったのが、さっきの土地利用型の方々は堆肥も必要としていますので、土地利用型の方々に、家畜用の糞や籾殻だけじゃなくて、エン麦等の、食用に使える餌を作ることはできないかなと。もちろん、採算も考えなければならぬかとは思いますが、そういった土地利用型の農家と本当に連携をして、畜産

農家の方々の廃業を止め、さらには、肥料価格を、化学肥料を抑制できるような堆肥の有効活用って本当に循環型の、昔ながらの有畜農業っていうのが、今後大事になってくるのではないかなと個人的に考えておりますので、その点の施策等がもし今ありましたら、御説明をいただけるとありがたいです。

## ○ 伊藤技監

技監の伊藤でございます。今非常に重要なお話をいただきました。もともと、中長期的にそのような耕畜連携というのは、今以上にやっ行って行かないとといけないというふうに思っておりました。これは畜産地帯であれば、堆肥はたくさんあるわけなんですけれども、畜産の少ない例えば仙台に近辺の沿岸部だとか、特にそういったところあるんですけれども、そういった方々が堆肥を入れない割に、その糞を梱包して売ってしまうということがあって、かなり収奪型の農業が進んでいるということがございました。その辺は何とか結びつけられないかなというふうに思っておったんですけれども、今般の資材の高騰でやっぱりそういったところを急がないといけないなというふうに思っておったところでございます。一番課題になってるのは、その堆肥が偏在してるわけなんですけれども、流通する場合のコストと、散布する場合のその扱いにくさというのがちょっと課題になっておまして、これがなかなか、これまでも、その部分の解決が難しいところがございましたので、例えば堆肥であれば、ペレット化をして扱いやすいような形もできないかなと。それもあるべく安い価格で耕種農家さんの方に提供しないと、高いものではなかなか使っていただけないということもありまして、その辺も研究しながら、やっていかなきゃいけないと。

機械の導入経費等についてはいろんな個人事業等も考えられるので、そういったところはいいんですけど、やっぱり流通の運搬と散布の経費なり手間なりと、そういったところに課題がありまして、引き続き考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

それから最近、全農宮城さん、全農本部さんもそうなんですけれども、耕畜連携を図っていくということで、子実用とうもろこしなどの形もありますけれども、グループ企業であるくみあい飼料さんと組んで、肥育牛に関しても全農さん直営の部分がありまして、そういった経費的に実際どうなのかといったことを、今年から本格的に実証されるということでございますし、子実用とうもろこしの生産の方向については、畜産試験場等も入って、一緒に実証をしていくということでございまして、今般の7月15日の大雨でかなり浸かったものですから、心配はしたんですけれども、今日の新聞にあるように回復しているところもあるということですので、この実証を続けて、それを広げていければなというふうに思っておりますので、ぜひまた現場で御協力をお願いしたいと思います。

## ○ 宮川農政部長

今伊藤から申し上げたように、公平委員がおっしゃったように我々としてもやはり、作付転換の中で、子実用とうもろこしですとかエン麦のようなもの、それから、ホールクロップサイレージですとか、あとは飼料用米、さらには牧草、粗飼料ですけれども、こういったものをしっかり組み合わせて、耕種農家さんから、畜産農家に提供して、畜産農家さんが、輸入されてる部分をなるべく減らして、地域の中で、安定的な供給が少しでも多くできるようにしていくことが大事だと思っております。そういう取組を今、伊藤が申し上げたように進めたいと考えております。だから、逆の流れとしてその堆肥なりを、耕種農家さんの方で有効に使っていただくためにも、やはりそういう何か、マニアスプレッダー（堆肥散布機）等を持ってらっしゃらないと、撒けないとか、ブロードキャスターで撒くにはどうしたら良いかってことで、ペレット化という話になってくるんですが、そういうやりとりが円滑に行くような、地域でそういうネットワークを作るといふことですか、あるいは足りない機材があれば即支援するということで、一つ一つですね、そういう繋がりをつけるお手伝いを、農業改良普及センターや我々も入って、やらせていただければなと思っております。

それから、松木委員の先ほどのお話でちょっと補足なんですけれども、確かに御高齢の方ですと、なかなか、コンピューターを使ったりというのが難しい場合があるんですけれども、今イチゴ等で、御高齢の方と若い方が組みまして、ベテランの農家さんがお持ちのノウハウというか、その部分を若い方が数値化して、コンピューターのプログラムにして、そうして、経験の浅い若い方でも、生産性が上がるようなことをやったりという、そういう組んでやってみようという、それぞれで得意を生かすということもやっております。それも一つの形かなというふうに思っておりますので、しっかりと御高齢の方も役割を果たしていただいて、前向きに農業に取り組める形、若い方は若い方の方で得意を活かして、生産性が上がるような農業をやっていただくという、それぞれ研修とか技術向上をそれぞれでもやるんですけど、そういう組み合わせも含めてやっていければと思っております。

## ○ 公平委員

農村の農家の意見で、有畜の農業をと言ってしまったんですが、伊藤技監さんから話を聞いて、都市近郊だと堆肥散布のにおいってというのが、環境破壊じゃないかということで、なかなか、県民といいますか、一般消費者の方々の理解も得るのは大変なのかなと。今後、農村地帯であっても、離農者が増えてくると、そうした堆肥の散布によって、公害だというような、そういうクレームっていうのは、今現在でも若干出ていますので、そういったところの対策というか、何か良い手だても今後、県の方で考えていただけるとありがたいです。

## ○ 角田部会長

本当に、御指摘のあった点は、すごく大事なところだと思っているんですけども、有畜農業というものを、ここに来て、あまり思ってみていなかったところが、ウクライナの件等で、にわかになんていったものの重要性というものが顕在化してきたなというふうに思っていて、併せて農林水産省が出した「みどりの食料システム戦略」のようなものもある中で、ここは生産者だけじゃなくて、消費者も含めて、一緒に考えていかないといけないタイミングに来ているのかなど。悪臭の問題も、やはりそれも生産していくためには必要なんだっていうことを、悪臭が出るから駄目だって話ではなくって、消費者の方にも分かっていたらいいかなど、そういうことを県民皆で考えていくということが必要なのかなどというふうに思ったところです。他に何かございますでしょうか。

## ○ 高橋委員

鳥獣害に関してですが、中山間自体は、大変な、クマだったり、イノシシだったり、この間は、石巻の方ではシカがすごいついていうことで、うちもとうもろこしとか作ってるんですけど、田んぼの中に電気柵を張ってやっているんですけど、りんご農家さん等、本当に大変な思いしてるところが結構ありますので、これ本当に何とかしてもっと考えていただけたらいいなあと思っております。

先日一日女性農業委員会がありまして、加美町の方では、そういった電気柵等を設置するのに大変なものですから、加美農業高等学校の学生さんの手をお借りしながら、張り方をしたんだよなんていう声も頂戴したりして、地域ぐるみでしていかないと、「もうとうもろこしは作れない」という声があったり、本当に美味しいトマトだったりぶどうにはもう観面ですから。なので、そういった鳥獣被害に対しても対策をお願いしたいなと思います。作業の途中でクマとか出たら怖いですし。

あとは、最初に公平さんもおっしゃいましたけど、肥料の高騰に伴って、堆肥や有機物の肥料でペレットタイプとかよく販売しているところもありますけれど、何かしらそういった公害対策も考えながら、頼んで肥料散布をしてる方もいるんですやっぱり。ただ、その散布する方もなかなか少なくなってしまったので、その辺の対応も何かしら考えていかななくてはならないのではないかと思います。

## ○ 宮川農政部長

ありがとうございます。鳥獣の関係と肥料の関係ということで、後で、それぞれ課長から補足をさせたいと思いますけれども、まず、鳥獣の関係は、やはり個々対策を講ずるのは限界があるというふうに思っています。今委員がおっしゃったように、地域ぐるみでということが非常に大事だと思っております。地域の中で、野生鳥獣が、通路に使っているような藪とか河川堤防とかの管理をしっかりなかなか面積が大きいので大変なんですけど、要所要所をきちっとやるということと、



それから先ほど、学生さんの手を借りてって話がありましたけれども、やはりそういう人手がいるところは、そういった人の手を借りるところが大事だと思っております。さらに場合によってはICTを入れて、罾をいちいち見回らなくてもいいようなということです。実際に捕獲される方々の手数を減らしながら、やっていくということが大事で、おっしゃったようにきちんとその地域の仕組みを作っていくのが大事だと思っております。そのあたり、農山漁村なりわい課長の方から、補足をさせていただけると思います。そういったことも、県としてはしっかり、お手伝いをしていきたいと思っております。

それから、肥料ですけれども、そのオペレーターあるいは機械の不足と散布する方もなかなかいない、お手伝いしてくださる方がいないというお話でしたが、そこがやはりネックなんだと思っております。実際には扱いやすい形に加工して、それがある程度広域で流通ができるようになって、散布も耕種農家さんがお持ちの機械で簡単にできるようになると一番いいんですけれども、その繋ぎの部分については、課題だというふうに考えておりました。県として今何がそこに対してできるかというのを検討しておりました。問題意識を持っておりますので何とか、そこを解決できるように、やって参りたいと考えてございます。

## ○ 佐藤農山漁村なりわい課長

農山漁村なりわい課の佐藤です。最初に県内の野生鳥獣の今の状況について、御説明させていただきたいと思っております。県内の野生鳥獣被害については、イノシシによる被害が最も多くて、これが半分以上を占めております。次いでニホンジカ、ハクビシン、鳥の被害については、カラス、カモ、こういったものの被害が報告されてございます。県内においては、東日本大震災以降、鳥獣被害が拡大してございまして、最も被害が大きかったのは平成26年で、この26年の時には2億円を上回る農作物被害が出てきてございます。こういった状況もあって鳥獣被害防止対策を強化するという事で、環境生活部の自然保護課の方で、鳥獣ごとの指定管理計画というものを作っておまして、ある程度その範囲の中で、捕獲圧、捕獲頭数を増やしていく。あとは、侵入防止柵を整備していく。こういった取組を行いながら、野生鳥獣被害を低下させてきたということがございます。

ただ、一旦被害額が下がるんですけども、これが3年ぐらいするとまた徐々に戻ってくるという状況でございます。過去10年を見ますと、宮城県の鳥獣被害対策はそういったことを繰り返している状況でございます。

今回Cの判定ということだったんですけども、令和3年度の農作物被害額が1億7,400万ということでございますけども、その前の年の令和2年については1億9,300万なので、2,000万ぐらいは被害額が低下してきたということでございます。

鳥獣の捕獲頭数についても、イノシシについては、その一番ピークであった26年度の翌年の27年に約5,000頭捕獲していたんですけども、令和2年については、1万2,800頭、令和3年については8,800頭ということで若干少し減ってはござい

ます。

一方でニホンジカについては、最も被害が大きかった次の年の平成27年1,845頭から、令和3年については5,790、約5,800頭ということで、かなり捕獲圧を高めて、今、被害の拡大を防いでいるというような状況でございます。

今後についても、先ほど申し上げたように捕獲圧を上げたり、いろんな対策を取っていても、徐々にまた増えてきてくるというのを繰り返していますので、一喜一憂をしているということで、今後とも引き続き県特定鳥獣保護管理計画に基づきながら、一定の捕獲の圧力をかけていきながら、あとは侵入防止柵、ワイヤーメッシュであったり、電気柵、こういった物理的な防護措置をとりながら、ただこういったものだけではなかなか被害が軽減されませんので、先ほどお話いただいたように、個人個人の対応ではなかなか効果が上がらないので、集落単位で、集落ぐるみで被害防止対策を取る、例えば緩衝帯をきちんと設けて、その草刈りをきちんとやっていただくとか、集落内に食べ物を放置しない、収穫をしないような果樹などもそういったものも置かないような、そういったいろんな取組を合わせながら、あとは移動性の動物ですので、近隣の単一の市町村だけでは、なかなか難しい部分もありますので、近隣の市町村と広域的に連携しながら情報のやりとりをしながら、被害防止対策に取り組んでいくというような取組を引き続き実施して参りたいと考えております。

## ○ みやぎ米推進課千葉課長

みやぎ米推進課千葉と申します。

私の方からは肥料高騰の関係になりますが、肥料の高騰の関係について国の方でもですね、これまでもアナウンスされておりましたけども国としての肥料高騰対策ということで、本日も日本農業新聞などにも掲載されておりましたけれども、その部分の掛かり増しに関する支援ということで出されております。そういった短期的な直面するところへの対応というのも当然必要なんですけれども、それを中長期的に考えた場合に、やはり化学肥料をできるだけ使わないような作型といいますか、そういった方法への転換も中長期的には必要であろうということで、先ほど委員の皆様から御意見を頂戴している堆肥等、そういった地域にある資源の有効活用、そういったものも進める必要があるだろうというふうなことを考えているところでございます。

一方で県の方では環境保全型農業や有機農業、こちらの方も進めてございます。今回の基本計画の指標には出ていないんですが、令和3年の3月に有機農業推進計画というものを県の方でも作成しております。現状、有機JASで337ヘクタール、県内で面積がございまして、これを令和12年には500ヘクタールまで増やしたいということで進めているところでございまして、今回こういった状況であるんですが、そういったものも一つのきっかけとしながら、そういった有機農業ですとか環境保全型農業、そういったもののきっかけに繋げていければ、

よりそういった取組は進むのではないかなというふうに考えておりました、ただ、やはり散布にあたってとか活用にあたって、そういうポイントポイントでの課題はございますので、そういったところは国の事業を活用するにも県としてできることなりを今後検討が必要かなということ考えております。

## ○ 畜産課鈴木課長

畜産課です。よろしくお願いします。

まず畜産課の対応としまして、良質な堆肥を作りましょうということを考えておりました、昨年度から3年間かけて、全農家を回りまして、良質な堆肥を作りましょうということで今やっております。

それからやっぱり堆肥に関する苦情もきております。

一番はやはり、ふん尿から堆肥になるときが一番臭いが出ますので、例えばどんよりしたときは堆肥処理はしないようにとか、そういった指導もしております。

それから公平委員の飼料用米の関係ですが、情報提供になりますけども、ただいま大規模な養豚農場で、自分でライスセンターを作りまして、自分で農家から飼料米を集荷し、粉碎しまして、それを自家の豚に給与したり、鶏屋さんであれば、普通はタンクから自動給餌でずっとスクリーンで回すんですけど、その自動給餌の中間に一つまたラインを作り、そこに飼料用米を添加して、鶏の場合は粒のままで全部消化できますので、そこに添加して食べさせているとか、そういったことで、飼料用米の利用も増えてるという状況になっております。

## ○ 角田部会長

鳥獣による被害は、宮城県でもそんなに深刻なのかと思いきりました。私も調査で西日本の方に行ったりするんですけども、田んぼがフェンスに囲まれてるといふ光景が広がっているんですけども、だんだんこっちもそうやってきますね。対策もしっかりしていかなきゃいけないなと思いましたが、その中に先ほど御紹介があったのは加美町で、高校生に手伝ってもらったと。それはすごく良い話だなと思って、関係人口とかって話もありましたけど、それは県外から来られる方々なんですけど、地元の人が農業やそういう農村環境に触れる機会っていうのは、減って来ているのかなと思ってますので、そういうことを手伝ってもらったりすると、高校生もそういう問題認識ができるし、中にはこれから自分がしっかり貢献して行かなきゃいけないんじゃないかっていうような思いを持つ子も出てきたりするんじゃないかなと思いました。地域ぐるみの仕組みというのはこれからますます重要になってくるのかなというふうに思いました。ありがとうございます。その他何か御質問ございますか？

## ○ 齋藤委員

基本的な質問でお恥ずかしいんですけども、農業産出額のところですが、こ

の金額というのは、何から出している金額なのかを教えてくださいたいんです。出荷額なのか、農家さんから実際にヒアリングしているものなのか、教えてください。

## ○ 農業振興課齋藤課長

農業振興課でございます。

農業産出額につきましては、調査自体は農林水産省で行っておりまして、いわゆる販売農家から直接話を聞いている部分、あとは卸売の市場等からデータを集めて、集計をされているデータになっております。自家用で作っている部分で含まれる部分と含まれない部分があるんですが、細かいデータは公表されていないので、あくまで統計処理をして、農林水産省が発表しているデータということになります。

## ○ 齋藤委員

ありがとうございます。やはりこの園芸産出額倍増のところがちょっと私も気になっていて、何をどのように具体的に増やしてこの倍になるのかなっていうのをいろいろと考えていたんですけども、最近特に、コロナ禍になって特にですね、お取り寄せだったりとか、そういったWebショップを利用される方が非常に増えてきていて、前々からちょっとずつ、JAとか市場離れというのが問題になっていたというか、やはり世の中のニーズが、生産者さんから直接買えるというそういったシステムが、とても便利な上に付加価値の高い商品が買えるということで人気がどんどん高まっている中でコロナでそれが更に加速したというところがあります。

市場法等いろいろそこのバランスが難しいかと思うんですけども、やはりどうしてもそういった流れとか若い就農者を中心に、インスタグラムとか、それからベース（BASE）やそういったWebショップを利用して販売するケースがとても増えてきているんですね。その辺の、やはり直売なので利益率も高いので、生産者にとってもメリットが大きいんですよ。彼らが、そういう収益の部分が、ここにどのぐらい反映されているのかというのがちょっと気になったので、まず、そういうところの質問させていただいたんですね。

売り上げを上げるっていうのは農業に限らず、すべての業界で三つしかないんですよ。売上を上げる方法の

一つは、数を増やすことですね。販売数を増やすこと。

二つ目が単価を上げること。

三つ目が、コストを下げること。

この三つしかやり方はなくて、数を増やすっていうのは販路を増やすことなのでいろいろマッチング先だったりとか、そういったところを紹介したり、宮城県の農産物のPRを各地で行うとかそういった方法にはなるかと思うんですね。

また、農地面積は横ばいですよと、それから経営者数もそんなに増えない中で、産出額だけが倍になるようにするためには、やはりここは付加価値を高めて単価を上げるしかないのかなってというのは考えていたところでした。

園芸作物のイチゴは非常に、果樹は単価が高いので、確かにここはすごく有望な品種ではあるかと思うんですけども、先ほどおっしゃられたようにイニシャルコストが非常に高いというところで、減価償却を考えると、そこから差し引いてしまうと、どのくらい残るのかなっていうところがちょっと懸念される場所です。

何故か私は、新潟のいろんな農産物のマルシェだったり6次産業化のお手伝いをするお仕事をたくさんいただいているんですけども、東京でそういう販売をしても、やっぱり新潟県産の枝豆って出すよりも、新潟県産の矢代のものですよとか、黒崎のものですよとか、茶豆ですよとか、黒豆ですよとか、細かくそういうところを付けただけで高くても買ってくれるっていうのがあるんですね。

同じ商品でも、やっぱりちょっと売り方を変えたりとか、価値観をきちんと伝えるっていう部分をきちんとするだけで、収益率が上がったりっていうところもあって、これから若い人たちを中心にそういったインスタグラム等を活用していくような売り方が増えていくのであれば、やはりその見せ方や価値観の上げ方というのは、そこら辺は農業者さん自身にやってと言うのはなかなか難しいかと思えますので、そういうところが、マーケッター等そういった方達の出番になるのかなとは考えておりました。

コストを下げる場所は、鳥獣害の被害額を抑えるっていうのもここにも含まれると思うんですけども、いろいろ包装資材を、特に今SDGsの観点から、逆にそのPT袋を全部外して裸で売ったりとか、紙袋とか新聞紙とかそういった流れになってきているところもあるので、そういうところも含めて、この三つのチャンネルをどういうふう考えていくのかっていうところが、大きく関係してきそうだなというふうに感じました。

## ○ 宮川農政部長

多分、私どもが一番不得手な部分なんだろうなと思って伺っておりました。

この基本計画の柱で言いますと、時代のニーズに対応した県産食品の安定供給の中で、バリューチェーンというふうなことを掲げておまして、その中で、生産者の方とその最終的な商品をどう繋ぐかという中で、直接しっかりとその価値を伝えながら、一定の単価で売っていくということが一番だと思いますし、さらに我々の方ですと、途中でその加工等が関わってきた場合に、その加工を通して、またその価値をしっかりと伝えて、差別化して売っていくということが大事だと思いますので、そこは、我々としても、EC等もお手伝いをしているんですけども、まだまだそういった価値の伝え方を含めて、マーケッターのお話ありがとうございましたけど、不十分だというふうには思っておりましたので、そこは専

門家のお力を借りて、しっかりやれるようにして、生産拡大と併せて売り方もですね、やっていきたいと思います。

確かに、私自身もこの産出額でどこまで直売の部分が把握されてるのか、捕捉されてるのかということ、突き詰めて確認したことはありませんでしたので、その辺を少し確認してやっていきたいと思います。

個別の事例になりますけど、県内でも若い御夫婦で、農業をやっておられる方々ですと、今おっしゃったインスタグラム等で情報を発信しながら、直接販売されたり、あるいは自分たちで販路を個別に開拓されたりという方も出てきておりましたので、そういった芽を伸ばしながら、さらに横展開できるように、支援して行きたいというふうに思います。

## ○ 伊藤技監

各農家さんいろいろやり方があってですね、国の方で結構大規模法人等を育成して国際競争力を高めようというふうな流れがあったんですけども、それでは大勢を占める規模の小さい農家さんがいなくなってくると、農村そのものの維持ができなくなるということがありまして、我々もその小さい農家さんもやりようによっては6次産業化や、直売、Web販売、こういうことで生き残れる可能性は十分あると思っております。

ところが大規模が悪いわけでは全然なくて、あとは市場法の改正もありまして、確かに卸売市場がかなり経営が厳しくなっているというのはあるんですけども、県内の地方卸売市場の中では、地元のスーパーと組んで、共同で袋詰めの施設なんかを市場の敷地内に建てたという事例があります。この事例の良いところは、野菜農家さんが一番大変なのは、そういった袋詰めとか、物の形を揃えてとか、両方合わせてとか、そこはなかなか大変なんですね。イチゴなんかもそうなんですけど。それを農協さんなり市場の方がその野菜を持ってきてもらえば、その施設で選別して、パッケージして、直接スーパーに下ろすようなことはやるから、生産に集中してくれというところもあるんです。そうすると、そのパッケージの方の労力を生産に向けられるっていうことがあるので、生産を増やせると。そういったことがコストも、自分でやるよりも安い場合もありますので、そういったことも、流通を見据えて、各農家さんのやり方に合わせて、無理なく数量を増やすってことはありえるかなと今期待してるところでございます。

## ○ 角田部会長

はい。その点も非常に大事なところかなと思ひまして、この産出額っていうのが、イチゴならイチゴ、えだまめならえだまめの生産額ということですね。もちろんそれを増やすっていうことは大変なことなんですけど、6次産業化というような枠組みで捉えるというか考えるという視点もまた必要かなというふうに思いました。

実際に、例えば隣県の山形の例なんですけど、すごく有名なだんご屋さんが、ありまして、連日昼間から行列ができていますだんご屋さんなんですけど、地元の素材にこだわって作ってらして、ずんだですよ。それは、近隣の集落営農組織が生産しているものを使っているんですけど、まあそれは莫大な額ではないかもしれないんですけども、やはり高付加価値化ということを考えていくと、そういう部分の付加価値というか、そういったところを地域全体で考えると非常に大事な部分かなと思いました。

産出額というのも非常に大事なんですけど、その辺の付加価値化の部分も併せて捉える視点もあっていいのかなというふうに感じました。

その他何か御質問ありますか。

## ○ 公平委員

関連してですけども、売上の部分で農家サイドの意見としてなんですが、やはり産直を使っただけの販売というのが、大中小かかわらず利用している農家はかなりおります。

ここに来て税法が若干変化があって、消費税のインボイス制度が始まると、その産直に購入に行ってる方が一般消費者であれば、さほど気にはならないんでしょうけど、業者さんでしたりそういう方々は、消費税を経費にしたいですから、インボイス制度に登録していない農家の生産物が、除外されるんじゃないかと。

その産直によってどういう客層なのかっていうのは、それぞれ県内の市場は違うとは思いますが、その辺のところ、この基本計画の目標の年度中に、どうしてもあるものですから、その辺のところも注視していただければありがたいかなというふうに感じます。

## ○ 宮川農政部長

わかりました。確かにインボイス制度を巡ってはいろいろ農業関係も、農協はいわゆる特例扱いというか、免除になっているので、農協出荷はそういった問題はないんですけども、おっしゃるようにその商系や業者との取引になると、やはり業者は課税業者になるので、農家側でもインボイスの登録がされてないと、というふうになるとは思うんですけども、ただ、それによる実際農家さん側のそういった、今公平委員がおっしゃったような不都合等を分析したものがまだ我々の元にはないので、そこは少し気をつけて影響をもう1回精査をしてみたいと思います。ちょっと気をつけて見てまいります。

## ○ 角田部会長

私の方から1点あるんですけども、担い手の多いところなんですけど、認定農業者の目標が掲げてありますけども、1,300経営体に増加するという事になっているんですけど、これ実際問題として認定農業者の年齢構成を考えると、補充は

されるんでしょうけど、これがまさに減少していくのかなと思うんですけども、ここはできるだけ減少を食い止めるっていう言葉が必要だということと、もう一つ農業者の数も大事なんですが、この方々の、農地面積のシェアとか担い手の方々のシェアみたいなことも、一つの重要な指標になってくるのかなと、大規模法人を含めそういった面で把握していく必要もあるのかなと思いました。

あとは園芸を増やしていく上で、いろんな施設等そういったことを御支援いただくというお話がありましたけれども、どうなんでしょうか、例えば園芸の施設を作ってそこに新規参入者の方を入れて育成していくようなそういったソフト面での御支援というのは何かお考えになっていませんか。

### ○ 相澤園芸推進課長

イチゴ農家さんが新規に取り組みられる場合、やはりハードの問題もありますが、技術の問題も立ちはだかります。ですので、全農の方ではイチゴの栽培を最低1年とか、実際に苗を育てる、それをハウスに植え付ける、あとは管理をして収穫をし、パック詰めなんかも行うというふうな一連の作業を研修するような、そういったトレーニングセンターのようなものは設けております。

またそれ以外にも、亘理・山元町の方には、認定された研修機関として、指定されてるような農場もあるので、こういうところに、まずは勉強に入っていて、腕を磨いていただくというふうな形を今とってございます。

### ○ 高橋委員

ソーラーが今いろいろなところに入っているかと思いますが、営農型のソーラーがありますよね。営農型ソーラーに関する作物の育て方の指導をしていただかないとなかなか、目標値に行かないのかなと感じた次第です。

最近すごく多いんですよね。なので、その辺はこれからの課題なのかなと少し思いましたので。大分本当にあちらこちらにソーラーが入っておいりましたので。

### ○ 宮川農政部長

正直に申し上げてですね、営農型のソーラーは、やはり苦戦しているところが多いというふうには伺っております。それから、どうしてもやっぱり支柱を立てますので日が当たらなくて、作物の育ちが悪いということと、あとはなかなか管理も難しいというようなことも、いわゆる機械が入らないとか、どうしても支柱周りが手作業になるということもあるということなんですけど、多分指導の方はいろいろ、我々、普及センターの方ではやらせていただいているとは思いますが、そこは、農業振興課長の方から補足いたします。

### ○ 齋藤農業振興課長

営農型のソーラーについては、いわゆる転用の関係もございまして、農地法



上の部分と合わせて、地域の普及センターというよりは、農業振興部と普及センターと一緒にあって、現地の状況を把握していただきながら、適切に運用していただくということが大前提になるかと思います。ただ、栽培する作物の選定というのも、やはり問題が結構あるというふうに現場からいろいろな意見を伺っておりますので、その辺も踏まえて、普及センターの方で指導できるような作物を選んでいただくと、技術的な指導は可能なんですけど、結構特殊な、例えば大崎の管内でいきますと、花木の榊だったり、いろいろなケースがございますので、技術指導ができるよう、林業振興部等の方とも連携しながら、指導を工夫して、取り組んでいきたいと思っております。

## ○ 松木委員

今のお話でちょっと思い出したんですけど、みやぎ生協等で二本松に大規模なソーラーを作っておりますけれども、今そういう地域型のソーラーですと、管理者何人かを登録してやらなきゃいけない決まりになってるんだそうで、私は今回初めて知ったんですけども、それで地元の若い方たちを3人登録して、その真下を下刈りしたりとか、それから見回りをしてくださる方を登録でお願いをしてお給料を払うという形にしています。

で、その方たちが、単純に草刈り等の見回りだけでは時間がもったいないので、先ほどおっしゃった営農のエゴマを植えて、それから山形から新種のぶどうの木を、持ってきて植えて、その、新種なので試験的に植えて、将来はそれで若い方たち3人の名前でワインを作ろうという、本当に夢のような話なんですけれども、そのやり方を3人の若い方たちに指導して任せてやっています。

大変小さな規模なので、ワインの瓶が何本作れるかという感じなのかもしれないんですけども、でもやはりそういうふうに、どうにかして平らなところ、下はもう綺麗になってますから、そこを何かに使いたいなというふうになったんだと思います。で、今のソーラーパネルは下からの光でも電気が作れるというふうになってるんだそうで、つまり周りの板から反射されたわずかな光も、裏側で受けて、電気がつくような仕組みになっているそうで、なんかそういうことでもやっぱり若い方たちがたくさん勉強してやって下さってすごく微笑ましいなと思って見て来ました。

## ○ 宮川農政部長

ソーラーパネルについては、我々の方も再生可能エネルギーを進めるということとは必要だと思ってるんですけども、やはりどうしても山等で今ある木を切ってしまうことになると、それは本当にSDGsかっていう話もあったりしまして、災害の危険も高まるということで、そうすると、平地部で、土地があるところでとなりますと、やはり営農型も、選択肢の一つに入ってくるのは間違いないんだろうと思っておりますので、そういう法手続の話もありますので、農地とし

て使いながらやっていくということなので、農業にとってもメリットはあるものはあると思いますし、農業自体はやはりカーボンニュートラルを進めていかなくてはならないので、農機具等も電動化していくという流れはございますので、そういう中で、やはり電気をどう自給するかということは考えていかなきゃないことだと思いますので、その下をどう農地として有効に活用するかというのはしっかり考えなきゃいけないと思いますが、花木ですね、榊の話がありましたし、例えば千両みたいに半日陰で育つような木もありますので、園芸ということで、そういったものもうまく組み合わせながらやって行く、あるいはぶどうというのはすいません、私も不勉強で初耳だったんですけど、それをさらにワインで6次産業化して付加価値を取っていくという、本当に、先ほどの御議論の中でもございましたけど、望ましい話だと思いますので、そういったものを勉強しながら、地域でしっかりと両立できるようなモデル事例ができるようにやっていければと思います。

## ○ 角田部会長

太陽光パネルのところで作物を作るというのは、大学等でも導入されているところがあります。東北大学の農学部でも、そういう試験をやろうかという話が出ておりますので、いろいろして協力してやれたらいいなという風にも思っております。

ソーラーで何か発電して小さい農機具であったら電池で動いていくようなものとか。青葉山キャンパスの草刈マシンみたいなものも走って草を刈っているんですけども、そういうもので農機具とか、動かせるようにこれからなってくると思いますが、

夢のある農業というか、ぶどうとかワインを作っていくというのはすごくいいですよ。そういうこともこれから考えて行かなくてはならないのかなというふうに思いました。

ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、先ほど推進指標の方で関係人口に係る、33番の「都市と農村の交流活動事業に参加した人数（関係人口）」についてですが、これはコロナ禍と言うこともあるんでしょうけれども、実績が201人とあり、少ないと感じたのですが如何でしょうか。

## ○ 佐藤農山漁村なりわい課長

指標の設定に関しては、当課で行っております「集落体制づくり推進事業」、この事業を、県内で6地域を選定して、そこで、農村部と都市の方々との交流活動を行ってございます。この交流活動を行った方々の人数ということで、目標を設けてございます。昨年から比べると82名ほど増加はしておるんですけども、まだまだその単年度目標には至らなかったということでございます。

あとは、どうしても都市部と農村部との交流ということで、農村部の方々は、

どちらかというと御高齢の方も多いので、交流するにあたっては、十分に農村部の地域の理解を得ながら、対面での交流が可能かどうかということも含めて確認しながら行って来たというようなことをごさいます。今後は、いろいろもっと工夫しながら、引き続き取り組んでいきたいなというふうに思っています。

### ○ 角田部会長

今のご時世なので、オンラインで交流するようなそういうニーズは含まれていないんですか。

### ○ 佐藤農山漁村なりわい課長

委員がおっしゃられたオンラインについては今後、今年度以降の対応としては、オンラインも十分考えて、交流活動に取り組んでいきたいなというふうに思っています。ただ、受け手側の集落がそういう環境が図られるよう、こちらの方でもお手伝いしながら整備して対応していきたいなというふうに思っています。

### ○ 公平委員

今回の7月の豪雨で大豆の被害を受けました。同じく、大豆の被害を受けた農家の方々に、ちょうど県で進めてる中で、文言なんですけど「田んぼダム」という表現が、すごく障ると。何か別の表現はないのかと。確かに命は財産を守るために、田んぼの洪水調節機能というのがあるのは分かるんですが、あれだけの大雨になってしまうと、本当に正にダムという状態で、大豆は、まず2、3日冠水すると、駄目になるっていう、まさにその被害を受けてしまったんです。この部分の文言に関して、何か新しい手だてと申しますか、そういったことも考えていただけると嬉しいかなと感じました。

### ○ 林農村振興課長

農村振興課です。田んぼダムについては水田の持つ雨水の貯留機能を最大限に高めるように、この落水口の排水量を調整して、上流である程度の貯留をして、下流への被害を軽減していくというような、流域一体の取り組みの一つになります。

今の委員のお話にありました、「田んぼダム」については農林水産省の方でも、田んぼダムのマニュアルとか、あとは、佐賀県の方でも熊本県の方でもそうなんですけど、「田んぼダム」という名称を使用しているんですけども、農家の方から「ちょっとね」という御意見も伺いましたので、少し考えていきたいなというふうに思います。

今回のような大雨でありますと、田んぼが全部冠水するくらいの雨ですと、どうしても、一面水面になってしまいますので、ある意味田んぼダムが効くという

のは、何て言うか、びっくりするような大雨でないときにある意味調整が働くというような機能ですので、名前についてはそういう御意見もあるのだなということで受けとめさせていただきたいというふうに思います。

○ **角田部会長**

はい。ありがとうございました。

それでは時間になりましたので、閉じていきたいと思っておりますけれども、活発な議論をありがとうございました。また、御丁寧な説明を頂きありがとうございました。時間の関係上発言できなかった事項がありましたら、事務局に書面で提出をお願いいたします。

(2) **その他**

○ **角田部会長**

それでは議事(2)その他について、事務局からお願いいたします。

○ **司会**

それでは事務局からお伝えいたします。

今、角田部会長の方からもお話がありましたように、発言しきれなかった部分等ございましたら、お手元に用紙を用意してございましたので、こちらに記入していただいた上で、ファクシミリもしくは電子メール等でも結構でございますので、メールアドレスを記載してございますので、こちらの方で、当事務局の方までお送りいただければというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

次に今後のスケジュールでございます。

こちらの基本計画につきましては、本日の部会の資料を調製した上で、今月、当県の県議会において毎月農林水産委員会という常任委員会を開いておりますが、そちらの方で、県議会の方にまず報告をさせていただきたいというふうに考えております。その後9月には毎年定例の県議会がございます。こちらの方でも同様に机上配付という形で、議会の方への報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、議会への提出等もありますが、委員の皆様方にも完成版の資料を、文章化した形で作成しますので、そちらの方も送らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本部会につきましては、冒頭部長の挨拶にもございましたけれども、これから定例で年1回、御意見を伺えればと思っておりますので、来年度の同時期にも、こういった形で開催をさせていただければというふうに考えておりますので、その時には、令和4年度、今年度の進捗状況等を改めて御報告させていただくというふうになるかと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

事務局からの説明については以上になります。

○ **角田部会長**

他になければ、以上をもちまして、議事の一切を終了させていただきます。  
審議会の円滑な進行への御協力ありがとうございました。

4 **その他**

なし

5 **閉会**

○ **司会**

以上をもちまして、第25回宮城県産業振興審議会農業部会を終了いたします。  
皆様、ありがとうございました。